

建築基準法第44条第1項第2号に基づく道路内の建築制限における許可に関する建築審査会包括同意基準

(最終改正) 4建第234号
令和4年7月25日
長崎県土木部建築課長通知

この基準は、建築基準法（以下「法」という。）第44条第1項第2号の規定に基づく許可において、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得る際に「包括同意とすることができるもの」について、以下のとおり定める。

1. 適用の範囲

この基準において適用する範囲は、法第44条第1項第2号に該当する建築物のうち、「路線バスの停留所の上家（上屋ともいう。以下同じ）」の用に供するものとする。

2. 基準

当該建築物は、通行上及び安全上支障がないものとして、次の1)及び2)に適合すること。

1) 通行上支障がないものとする基準

通行上支障がないものとする基準は、次の各号に該当するものとする。

一 設置する者が、地方公共団体又は路線バス事業者（道路運送法第3条第1号イに規定される事業を営営するものをいう。）であること。

二 設置場所が、道路法に規定されている歩道（以下「歩道」という。）又は駅前広場の島式乗降場等であること。

三 歩道に設置する場合は、歩道部分における通行上有効な幅員※が2 m以上であること。（側壁及びベンチ等を設けている場合は、当該部分は通行上有効な部分には含まない。）

※「通行上有効な幅員」は、別紙の考え方による。

四 上家は、奥行き2 m以下であること。ただし、歩道幅員が5 m以上であるか、又は駅前広場等の島式乗降場に設ける場合は、この限りではない。

五 本許可の申請に当たっては、あらかじめ道路管理者の占用許可を受けたものであること。

2) 安全上支障がないものとする基準

安全上支障がないものとする基準は、次の各号に該当する構造とする。

- 一 上家の構造は片持ち式とし、主要構造部を不燃材料で造り、屋根は難燃材料以上の材料で葺いたもので、他の建築物から独立した構造であること。
なお、上家の構造については、事前に特定行政庁と協議を行うこと。
- 二 上家は、風圧及び積雪荷重に対して安全な構造であること。
- 三 歩道面から上家の最高の高さが3.5 m以下、梁及び桁の下端までの高さが2.5 m以上であること。
- 四 屋根には、雨水を排水するための樋等を設け、適切な放流先を有するものであること。

3. 関係機関との協議

特定行政庁が本基準に基づく許可を行おうとする場合は、「通行上の支障」に関する意見を伺うために、所管する地域の道路管理者、消防署及び警察署に対し協議を行い、「通行上の支障がないこと」の確認が得られたものを対象とする。

4. 建築審査会への報告

特定行政庁は、この基準に基づき包括同意とする許可を行った場合には、直後に行う建築審査会にその内容を報告しなければならない。

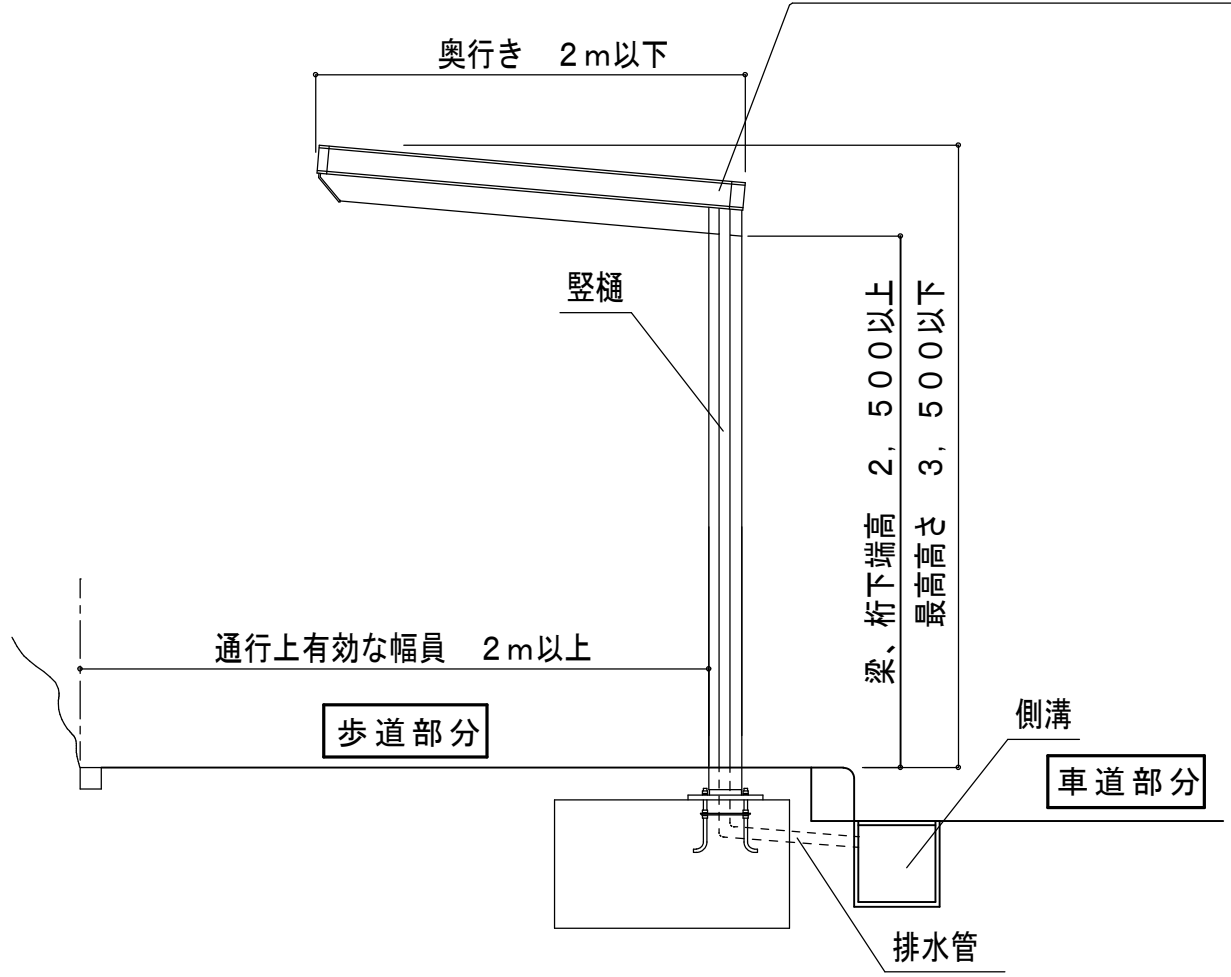
(附則)

1. この基準は、平成23年1月11日より施行する。(22建第424号)

(附則)

1. この基準は、令和4年7月25日より施行する。(第1回改正)

主要構造部を不燃材料で造り、
屋根葺き材を難燃材料以上とすること。



＜側壁等が設置される場合の通行上有効な部分の考え方＞

